
令和5年度第2回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和5年5月12日(金) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	横山	和男			
会長職務代理者	14番	西田	悦子			
委員	1番	平木	正紀	2番	明治	良一
	3番	今井	光秋	4番	綾木	晴子
	5番	小林	孝	6番	谷尾	友枝
	7番	小椋	武	8番	田中	正則
	9番	山崎	幸臣	10番	中田	典昭
	11番	山根	祐一			

○農地利用最適化推進委員

委員	安部	寛	手見野	大樹
	荻原	晴雄	栄田	正温
	井上	善雅	上田	正人
	佐藤	洋一	上月	清
	西村	昭二	保田	公範
	公賀	義高	白岩	義広

4. 欠席委員 西村 辰寿 山本 知司 竹内 俊雄

5. 議事日程

- | | | | |
|----|------------|---------------------------|----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 3番 今井 光秋 | 4番 綾木 晴子 |
| 第2 | 報告事項1 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について | |
| | 2 | 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について | |
| 第3 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請審議について | |
| 第4 | 議案第2号 | 農地法第4条第1号の規定による許可申請審議について | |
| 第5 | 議案第3号 | 農地法第5条第1号の規定による許可申請審議について | |
| 第6 | 議案第4号 | 農用地利用集積計画案の決定について | |
| 第7 | 議案第5号 | 農用地利用集積等促進計画について | |
| 第8 | その他 | | |

農業委員会事務局職員 事務局長 藤田 博之 係 長 尾崎 千穂
主 事 奥谷 真好

6. 会議の概要

局長

開会（13時30分）

本日の欠席者は、西村職務代理、山本推進委員、竹内推進委員の3名です。

農業委員 出席者数 13名

農地利用最適化推進委員 出席者数 12名

定足数に達していますので、令和5年度第2回八頭町農業委員会を始めます。「農業委員会憲章唱和」は省略させていただきます。開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、3番 今井光秋委員、4番 綾木晴子委員をお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私からはありませんが、委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を2件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は3件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。3ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は2件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

議長（会長）

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。

受付番号8-1について事務局は説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請審議について。

受付番号8-1について説明をします。

事務局

【議案第1号 受付番号8-1 朗読後、説明】

土地の所在地 日田地内
登記地目：田 現況地目：田
面積 582 m²

理由につきましては、申請地は以前から譲受人が譲渡人から借りて耕作をしておられました。また、隣接する農地を譲受人が所有されていることもあり、譲渡人から譲り受けることで売買の話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人は所有する農地で水稻や野菜を栽培されています。今回譲り受けられる農地では、引き続き水稻を栽培される予定です。

通作については、概ね車で5分程度であり問題ないと思われま

す。
農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人本人も50年以上農業の従事期間もありますし、奥さんも30年以上農業に従事されていますので、問題はないと思われま

す。
最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き水稻を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。

議長（会長）

この件につきましては、5番 小林孝委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

小林委員

はい。報告します。この件につきまして5月3日に譲渡人にお話を伺いました。それから譲受人のお宅に伺いましたところちょうど奥さんがおられてお話を伺いました。実はこの件については今年の5月に譲受人から私の方にいろいろと話があって、こういうことをずっと話していると聞いていました。今回こういうふうの話がまとまったと。両者に意思を確認しましたので問題はないと思います。以上です。

議長（会長）

お世話になりました。この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号9-2について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号 9-2 について説明をします。 【議案第 1 号 受付番号 9-2 朗読後、説明】 土地の所在地 郡家殿地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 218 m ² 理由につきましては、申請地は譲渡人が相続をされましたが、譲渡人は県外に在住であるため管理に困っておられました。そこで従兄弟の譲受人へ相談をされたところ、譲受人が鳥取に移住して耕作をすることということで売買の話がまとまったものです。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件ですが、譲受人は所有する農地はありませんが、今回譲り受ける農地でシイタケやきくらげを栽培する予定です。申請地は、転居予定の鳥取市の住居から車で 20 分程度であり、通作についても問題はないと思われまます。 農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業従事要件ですが、キノコ栽培は仕事として経験があり、また申請地周辺にお住いの従姉妹さんも一緒に管理、栽培されるということで問題はないと思われまます。 最後に、農地法第 3 条第 2 項第 6 号の地域との調和要件ですが、周辺は果樹を栽培されていますが、シイタケやきくらげを栽培されるということです。周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。
議長 (会長)	この件につきましては、1 番 平木正紀委員に事前調査をお願いしますので報告をお願いします。
平木委員	議席番号 1 番の平木であります。受付番号 9-2 につきまして事前調査の報告をさせていただきます。本件は譲渡人、譲受人とも同一の代理人として郡家の●●行政書士さんを立てておられましたので 5 月 1 日に代理人に直接事前調査を行いました。所有権移転売買ということでありまます。事務局からいろいろ説明いただきましたが譲渡人は現在、島根県に住んでおられますけども、この方のお生まれ

平木委員	になった生家の郡家殿地内にある畑を現在、最小限の管理をされておるところであります。譲受人とはいとこ同士という関係でありまして、近く鳥取に帰って住まわれるというようなことのようにあります。現在は柿の木が植わっておりますけども、先ほど説明が事務局からありましたように、しいたけ栽培等を計画されているということでもあります。郡家殿の近くに住んでいる別のいとこさんと一緒にですね、この農地を利用していこう、あるいは残していこうというお考えのようであります。以上でありまして、この許可申請につきましても問題ないというふうに判断をいたしましたので審議方よろしくお願ひいたします。以上です。
議長（会長）	大変お世話になりました。この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号1-1について事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について。受付番号1-1について説明をします。議案書の2ページをご覧ください。 【議案第2号 受付番号1-1 朗読後、説明】 土地の所在地 市谷地内 登記地目：畑 現況地目：畑 面積 327㎡のうち28.08㎡ 資料については、議案書の3ページから10ページに付けています。 場所については、議案書の3ページから4ページに図面を付けていますが、市谷集落内の農地になります。土地利用計画図は6

事務局

ページに付けています。

転用理由につきましては、山中にある墓地を自宅近くの土地に移設したいとのことです。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写しにより確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、西側に農道、東側、北側及び南側は自己所有の畑であり周辺農地への影響はありません。また、雨水は自然流下で地下浸透し、汚水は発生しません。

日照、通風についてですが、建築物がないため、影響はありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。 【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、1番 平木正紀委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

平木委員

はい。議席番号1番の平木であります。受付番号1-1につきましてはの事前調査について報告をいたします。本件は代理人としまして鳥取市の●●行政書士さんを立てておられましたので、5月1日に代理人に電話で事前調査を行いました。申請人につきましては、現在、山に近い方ですね、墓地があるということでありまして、高齢になられまして墓参り等が大変ということから近くに移転しようと考え、近くの申請人さん所有の畑の一部を使ってですね、墓地を移転しようという計画であります。

先ほど事務局の方から説明がありましたとおりで、この許可申請につきましては特に問題はないというふうに判断をいたしました。皆さんの審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長（会長）	<p>お世話になりました。この件につきまして、質問意見はありませんか。今井委員どうぞ。</p>
今井委員	<p>議案書、位置図の表記について ※事務局説明、内容省略</p>
議長（会長）	<p>その他ございませんか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。</p>
	<p>以上で議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。</p>
	<p>続きまして、日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。 受付番号3-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。受付番号3-1について説明をします。議案書の11ページをご覧ください。</p> <p>【議案第3号 受付番号3-1 朗読後、説明】 土地の所在地 郡家地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1544 m²のうち 366.48 m² 資料については、議案書の12ページから17ページに付けています。 場所については、議案書の12ページから13ページに図面を付けていますが、郡家駅から150m南に位置する農地になります。土地利用計画図は16ページに付けています。 転用理由につきましては、借受人の実家近くの農地に住居を建築したいとのことですが、 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。 まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、郡家駅から300m以内に位置する第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。</p>

事務局

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の融資証明及び金融機関通帳の写しにより確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、東側を県道、西、南側は譲渡人が所有する田、北側は宅地に囲まれており、隣接地の同意は得られています。雨水は自然流下で既設の道路側溝へ放流、汚水は公共下水へ接続します。

日照、通風についてですが、隣接農地から十分に距離をとっているため、影響はありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。 【スライド現地説明】

議長（会長）

この件につきましては、私が事前調査を行いましたので、報告します。

貸渡人は連休中に郡家地内で火災があり区長をしておられましたので落ち着いてから、5月8日に自宅に訪問いたしましてお聞きをいたしました。書面にあるように貸渡人と借受人は親子でございます。息子の借受人に土地を貸して新しく住宅を建築するということを承諾されておりました、細かいことを言いますと、息子の借受人は鳥取市に家を建てたいという考えであったわけですが話し合いの結果、お父さんの考えを聞き入れて郡家に家を建てることになりました。本来ならば一緒に同居して住んで欲しいとの気持ちがあったようですが申請のあった土地に住宅を建てることを承諾されたわけでございます。父親の考えを聞き入れて郡家に住むことになるわけでございます。事務局の説明のとおり問題はないと考えますので審議のほどお願いをいたします。

この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同

(質疑なし)

議長（会長）

意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 続きまして、受付番号4-2について事務局は説明をお願いします。
事務局	受付番号4-2について説明します。 【議案第3号 受付番号4-2 朗読後、説明】 土地の所在地：宮谷地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 604 m ² 土地の所在地：宮谷地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 1,131 m ² 土地の所在地：宮谷地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 188 m ² 資料については、議案書の18ページから22ページに付けています。 場所については、議案書の18ページから19ページに図面を付けていますが、宮谷地内の農地になります。土地利用計画図は22ページに付けています。 転用理由につきましては、同系列会社の従業員及び来客用の駐車場等が不足しているため隣接した土地に整備、併せて資材置場を整備するものです。 本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。 まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、住宅等が連たんする区域内に位置する第3種農地に該当します。許可根拠は原則許可です。 資力及び信用についてですが、資力は金融機関の残高証明により確認をしました。 また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適切と考えます。 事業計画を確認したところすみやかに実行されることが見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。 周辺農地への影響ですが、北側は町道、西及び南側は農道、東側は田であり、隣接地の同意は得られています。雨水は自然流下で新設の道路側溝へ放流、汚水は発生しません。

事務局	<p>日照、通風についてですが、建築物はないので、影響はありません。</p> <p>また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。</p> <p>以上です。 【スライド現地説明】</p>
議長（会長）	<p>この件につきましては、私が事前調査を行いましたので報告します。</p> <p>申請者は代理人を立てておられまして、クローバー総合事務所、担当者は●●さんという方ですが、その方に5月2日に聞き取りを電話で行いました。本件は農振除外の申請は既になされておりまして、それを待っていたというような状況でございまして、許可見込みとなりましたので農地法第5条の申請がなされたものでございます。駐車場と資材置場の整備をするということを目的とするものであり事務局の説明のとおりです。図面にもあるように当該農地にはですね。赤線が存在しておりますので留意していただきたいということを申し添えて、担当にですね、お話をさせていただいたことを申し添えておきます。以上で議案第3号、4-2についての報告を終わります。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>この件につきまして、質問意見はありませんか。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	(挙手多数)
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。</p> <p>以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第6 議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局は説明をお願いします。</p> <p>議案書の23ページをご覧ください。</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。</p> <p>町長から令和5年4月28日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。</p>

事務局	<p>今月は通常の利用権が、新規3件、更新2件、合計5件です。面積は、田のみで7,298㎡(5筆)です。</p> <p>また、中間管理事業分が、新規21件、更新10件、合計31件です。面積は田が105,395.79㎡(54筆)、畑が50,267㎡(11筆)で、合計155,662.79㎡(65筆)です。</p> <p>すべて町の基本構想の各要件を満たしています。以上です。</p>
議長(会長)	<p>始めに、通常の利用権設定分 受付番号6-1から10-5について審議を行います。</p> <p>事前調査を行い報告が必要でしたら報告をお願いします。</p>
委員一同	(報告なし)
議長(会長)	この件に関して質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長(会長)	意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長(会長)	<p>賛成多数と認めます。受付番号6-1から10-5について申請どおり決定します。</p> <p>続きまして、中間管理事業分 受付番号16-1から46-31について審議を行います。</p> <p>この件につきまして質問意見はありませんか。今井委員どうぞ。</p>
今井委員	<p>議案書、貸渡人の状況について</p> <p>※事務局説明、内容省略</p>
議長(会長)	その他ございませんか。意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長(会長)	賛成多数と認めます。中間管理事業分 受付番号16-1から46-31について申請どおり決定します。

議長（会長）	<p>以上で議案第4号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了します。</p>
事務局	<p>続きまして、日程第7 議案第5号 農用地利用集積等促進計画案について事務局は説明をお願いします。</p> <p>議案書の43ページをご覧ください。</p> <p>議案第5号 農用地利用集積等促進計画案について説明します。八頭町長より令和5年4月28日付けで農用地利用集積等促進計画案について意見を求められているものです。整理番号12-1から33-22について説明します。</p> <p>この度鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地25,602㎡（19筆）と、既に機構へ集積されている農用地48,202㎡（25筆）を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。</p> <p>地域の担い手法人4社へ19,887㎡（14筆）、その他5名の個人耕作者へ53,917㎡（30筆）を貸付けするものです。以上です。</p>
議長（会長）	<p>それでは審議を行います。整理番号12-1から33-22につきまして審議を行います。これにつきまして質問意見はありませんか。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>賛成多数と認めます。整理番号12-1から33-22につきまして、申請どおり決定します。</p> <p>以上で議案第5号 農用地利用集積等促進計画案について審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第8 その他について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ●次期農業委員・農地利用最適化推進委員の選任について ●令和4年度の点検評価及び令和5年度の活動計画について ●視察研修の見送りと積立金の返金について <p>次回の農業委員会は6月15日（木）13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。</p>

議長（会長）

その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同

（なし）

議長（会長）

無いようですので、以上で第2回農業委員会を終了します。
終了（14時50分）